

特定非営利活動法人 ジャパン・カインドネス協会

定 款

定款変更認証

31生都管特第1620号
令和2年3月23日

特定非営利活動法人 ジャパン・カインドネス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会と称する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

この法人は前項のほか、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「この潤いが小さな社会貢献へ」をスローガンに、飲料メーカーの協力のもと、人々に、募金型自動販売機を利用して飲料を買う「ゆび募金」(社会福祉支援システム)への参加による募金活動を促し、善意の輪を広げ、福祉・環境・国際交流等の様々な公益非営利団体の活動を支えることを目的とする。

また、ゆび募金による団体支援だけではなく、この法人自らも、社会で助けを必要とする人々に、学習や交流等の機会を直接提供し、助けあいの輪を広げることも目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)まちづくりの推進を図る活動
- (5)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6)災害救援活動
- (7)地域安全活動
- (8)子どもの健全育成を図る活動
- (9)社会教育の推進を図る活動
- (10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次

の事業を行う。

- (1) ゆび募金型自動販売機を利用した募金収集活動及び公益非営利団体への寄付活動
- (2) 社会で助けを必要とする人々に学習・交流等の機会を提供する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正会員への総会招集通知が宛先不明等で返送された後、正会員の存否及び連絡先が不明のとき
- (4) 賛助会員が、継続して1年以上年会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、理事長は1名とし、又会長を1名、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、会長、常務理事において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事会で選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 4 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。
- 5 顧問は、理事長の諮問に応じ、法人の活動や運営に対して助言をすることができる。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 2 2 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

2 総会は法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 1 4 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 第 1 4 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 2 4 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 1 0 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第 2 5 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規定を定めることができる。

(議長)

第 2 6 条 総会の議長は出席した正会員のうちから理事長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会及び理事会における決議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、同様の方法をもって他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第40条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上収益を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散できる。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定めることができる。